

(様式第1号)

## 参 加 表 明 書

令和 年 月 日

公益社団法人

徳島森林づくり推進機構 理事長 殿

(提出者) 住 所  
名 称 (商 号)  
代表者氏名 印

令和6年1月24日付け「令和5年度公有林化推進事業（第3回公募型プロポーザル）」の企画提案に参加を希望します。

なお、次の企画提案の参加者の要件を全て満たすこと並びに参加表明書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### <企画提案の参加者の要件>

- (1) 提案事項を的確に遂行できる能力を有する者
- (2) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - イ 地方自治法第244条の2第1項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
  - ウ 徳島県建設業者指名停止措置要綱（令和14年4月18日建設第73号）及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者
  - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体
  - オ 会社更生法（昭和14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（令和11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（令和16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
  - カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
  - キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
  - ク 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
    - a 成年被後見人又は被保佐人
    - b 破産者で復権を得ない者
    - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ケ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者